

【就 職】

(1) 就労

日本で仕事に就くには就労可能な次の在留資格を持っていることが必要です。

- 日本人の配偶者
- 定住者（日系 3 世まで）
- 永住者
- 永住者の配偶者

(2) 職業紹介

日本で仕事を探すには、公共職業安定所で職業紹介（無料）を受けるか、書店やコンビニエンスストアで販売している職業紹介雑誌から情報が得られます。

- 那覇公共職業安定所（098 - 866 - 8609）
- 沖縄公共職業安定所（098 - 939 - 3200）
- 名護公共職業安定所（0980 - 52 - 2810）
- 宮古公共職業安定所（09807 - 2 - 3329）
- 八重山公共職業安定所（09808 - 2 - 2327）

(3) 在留資格外活動とアルバイト

留学生などがアルバイトを行う場合、入国管理局で在留資格外活動の許可をもらう必要があります。

〔申請に必要な書類〕

- 資格外活動許可申請書（福岡入国管理局那覇支局に申請用紙あり）
- 理由書（目的と内容を記載）
- 在学証明書
- パスポート
- 外国人登録証明書